

教育長報告

- 1 令和8年入間市二十歳の集いについて (1/12 産業文化センター)
- 2 第7回西部教育事務所管内教育長会議及び入間・比企地区合同教育長・教育委員研修会について (1/19 東松山市)

事業等報告（令和8年1月）

① 主要行事予定について	(別紙資料1)
② 令和7年度就学时健康診断結果について	(別紙資料2)
③ 学校給食費について(答申)	(別紙資料3)
④ 令和8年入間市二十歳の集いの実施結果について	(別紙資料4)
⑤ 入間市指定文化財の追加指定(答申)について	(別紙資料5)
⑥ 令和8年度旧石川組製糸西洋館一般公開の日程について	(別紙資料6)
⑦ 指定管理者候補の決定について	(別紙資料7)

令和7年度 主要行事予定表 (2月～3月)

2月

月 日	曜 日	時 間	事 業 名	会 場	参 加 対 象	教育委員 出席依頼	担 当 課
2月4日	水	15:00～	学校経営研修会(校長の部)発表会	教育センター	教育長、教育委員、関係者	○	学校教育課
2月8日	日	12:00～16:00	入間市三曲連盟定期演奏会	産業文化センター	教育長、一般		社会教育課
2月11日	水・祝	9:00～	武道祭	武道館	子ども～一般		スポーツ推進課
2月12日	木	14:00～	第8回西部教育事務所管内教育長会議	飯能市民会館	教育長		教育総務課
2月13日	金	9:30～	3月市議会定例会 開会	市庁舎 議場			議会事務局
2月19日～22日	木～日	10:00～17:00	市美術協会小品展	産業文化センター	一般		社会教育課
2月20日～23日	金～月・祝	9:30～16:45	入間市書道展	博物館	一般		社会教育課
2月26日	木	15:00～	教育委員会定例会(2月)	市庁舎 501会議室	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課

※

3月

月 日	曜 日	時 間	事 業 名	会 場	参 加 対 象	教育委員 出席依頼	担 当 課
3月1日	日	13:00～	金子地区芸能文化祭	金子地区センター	一般		金子地区センター
3月1日	日	13:10～	入間市文化協会芸能発表会	産業文化センター	教育長、一般		社会教育課
3月8日	日	10:00～16:00	市民謡連盟発表会	産業文化センター	教育長、一般		社会教育課
3月13日	金		中学校卒業証書授与式	各中学校	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
3月15日	日	8:30～13:30	彩の森クロスカントリー大会	彩の森入間公園	小学3年生～一般	○	スポーツ推進課
3月16日	月	9:30～	3月市議会定例会 閉会	市庁舎 議場			議会事務局
3月22日	日	13:30～	入間市中央少年少女合唱団定期演奏会	産業文化センター	教育長、一般		社会教育課
3月24日	火		小学校卒業証書授与式	各小学校	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
3月25日	水	13:00～	総合教育会議	市庁舎 大会議室	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
3月25日	水	15:00～	教育委員会定例会(3月)	市庁舎 大会議室	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
3月31日	火	15:30～	教育関係職員感謝状贈呈式	市庁舎 501会議室	教育長、教育委員、教職員、関係者	○	教育総務課

※

※印は、前月定例会の予定から変更が生じたものです。

資料 2

令和7年度就学時健康診断結果

令和8年1月7日現在

令和8年度入学予定児童

(人)

健診実施校	実施日	受診人数	拒否者	未受診者	配慮を要すると思われる人数	備考
豊岡小学校	R7.10.7	43	0	0	11	
東金子小学校	R7.12.9	59	0	1	8	未受診者:最終日の欠席のため後日個別受診
金子小学校	R7.11.12	50	0	0	5	
宮寺小学校	R7.11.19	24	0	0	4	
藤沢小学校	R7.10.27	47	0	0	9	
狭山小学校	R7.10.8	38	0	0	3	
西武小学校	R7.11.19	86	0	0	6	
藤沢南小学校	R7.11.5	34	0	0	4	
黒須小学校	R7.11.10	64	0	0	4	
扇小学校	R7.11.28	116	0	2	9	未受診者1名は海外校入学予定
藤沢東小学校	R7.10.6	63	0	0	10	
藤沢北小学校	R7.11.17	75	0	0	7	
仏子小学校	R7.10.29	34	0	1	7	未受診者:海外校入学予定
新久小学校	R7.10.22	27	0	0	6	
東町小学校	R7.11.12	77	0	0	14	
高倉小学校	R7.12.3	38	0	0	4	
計		875	0	4	111	

※ 受診人数には、実施日に受診した人数(実施校に入学しない者を含む)を記載しています。

※ 未受診者には、市外転出等予定、私学入学予定等で受診を辞退した者は除いています。

※ 就学上配慮を要すると思われる人数には、実施校での人数を記載しています。

令和 8 年 1 月 9 日

入間市教育委員会
教育長 中田 一平 様

入間市立学校給食センター運営委員会
会 長 前畑 哲也



学校給食費について (答申)

令和 7 年 1 月 1 日付け入学給第 2 2 2 号で諮問のあった「学校給食費について (諮問)」に関し、当委員会の意見は以下のとおりです。

記

- 答申 1 学校給食費の改定時期については、3 年毎から 1 年毎の改定を良しとする。
- 答申 2 学校給食費の徴収月については、1 2 ヶ月徴収から 1 1 ヶ月徴収への変更を良しとする。
- 答申 3 学校給食費の改定については、前回改定からの食材価格の上昇率を加味して計算し、かつ、米飯については最新単価を適用、さらに令和 8 年度 2 学期以降の学校給食費については、新たな給食センターの炊飯設備導入によるコスト抑制見込みを考慮した額とすることを良しとする。

なお、以下の附帯意見を申し添えます。

- 1 学校給食費の改定にあたっては、保護者への丁寧な説明に努めるものとし、今後も質を落とさず、基準栄養量を確保した「安心、安全でおいしい給食」の提供に継続して取り組むこと。
- 2 小学校については、学校給食費改定後の月額と国が示す支援の基準額との差額のすべてを保護者に求めるのではなく、これまでと同様に保護者負担軽減に努めること。
- 3 中学校については、学校給食費の改定による増額分のすべてを保護者に求めるのではなく、これまでと同様に保護者負担軽減に努めること。

資料 4

令和8年入間市二十歳の集い実施結果

実施日：令和8年1月12日（月）〔成人の日〕

地区別		対象者数	豊岡	東金子	金子	宮寺 二本木	藤沢	西武	市外	総計
対象者数	男	718人	256人	66人	49人	51人	187人	109人	50人	768人
	女	732人	280人	80人	37人	55人	170人	110人	40人	772人
	計	1,450人	536人	146人	86人	106人	357人	219人	90人	1,540人
出席者数 (総計)	男	492人	162人	48人	39人	36人	140人	67人	48人	540人
	女	487人	181人	59人	29人	40人	123人	55人	31人	518人
	計	979人	343人	107人	68人	76人	263人	122人	79人	1,058人
出席率	男	68.5%	63.3%	72.7%	79.6%	70.6%	74.9%	61.5%		
	女	66.5%	64.6%	73.8%	78.4%	72.7%	72.4%	50.0%		
	計	67.5%	64.0%	73.3%	79.1%	71.7%	73.7%	55.7%		

各部別	第1部	第2部	第3部
対象中学校区	豊岡、黒須、東町、東金子	向原、藤沢、金子	上藤沢、武蔵、西武、野田
対象者数	467人	489人	494人
出席者数	300人	368人	311人
出席率	64.2%	75.3%	63.0%
オンライン	211	176	161

※各部のオンライン数は延べ数です。（オンライン配信は対象者への限定配信です）

※対象部以外に出席された方がいますので、地区別の集計と異なります。

○過去の出席率等 ※平均出席率 72.20%（平成22年～令和7年）

	対象者数	出席者数	出席率	男性	女性	市外	天気	備考
平成23年	1,571人	1,087人	69.2%	67.0%	71.4%	67人	晴れ	市民会館二部制
平成24年	1,566人	1,135人	72.5%	73.7%	71.2%	45人	晴れ	市民会館二部制
平成25年	1,518人	1,110人	73.1%	74.1%	72.2%	53人	雪	市民会館二部制
平成26年	1,587人	1,191人	75.0%	74.0%	76.1%	70人	晴れ	市民会館二部制
平成27年	1,598人	1,220人	76.3%	76.0%	76.7%	66人	晴れ	市民会館二部制
平成28年	1,537人	1,105人	71.9%	73.4%	70.4%	79人	晴れ	市民会館二部制
平成29年	1,498人	1,120人	74.8%	76.1%	73.4%	91人	雨のち晴れ	市民会館二部制
平成30年	1,538人	1,162人	75.6%	76.9%	74.3%	57人	曇り	市民会館二部制
平成31年	1,501人	1,110人	74.0%	76.0%	72.0%	64人	晴れ	市民会館二部制
令和2年	1,431人	1,023人	71.5%	73.5%	69.6%	76人	晴れ	市民会館二部制
令和3年	1,469人	944人	64.3%	63.0%	65.6%	67人	晴れ	市民会館二部制
令和4年	1,439人	1,027人	71.4%	73.7%	69.2%	72人	曇り	産文五部制
令和5年	1,461人	1,031人	70.6%	75.0%	66.1%	85人	晴れ	産文三部制
令和6年	1,498人	1,081人	72.2%	75.9%	68.6%	67人	晴れ	産文三部制
令和7年	1,383人	968人	70.0%	72.2%	67.6%	76人	晴れ	産文三部制
令和8年	1,450人	979人	67.5%	68.5%	66.5%	79人	晴れ	産文三部制

令和7年12月18日

入間市教育委員会 様

入間市文化財保護審議委員会
委員長 鹿島英明



入間市指定文化財の追加指定について（答申）

このことについて、令和7年12月18日付け入博第346号により諮問された文化財について、当委員会で審議した結果、下記の文化財については市指定文化財として保護、保存すべきものと認めます。

したがって、下記の文化財を市指定文化財に追加指定することに同意いたします。

記

1 市指定文化財に指定する文化財

藤沢橋石像物群 追加2基 別記 理由書

別記 理由書

- 1 名称 藤沢橋石造物群
- 2 員数 道標1基、石碑1基、石塔2基、大日如来像1基
(追加指定) 三界万霊塔^{さんがいばんれいとう}1基、庚申塔^{こうしんとう}1基
- 3 種別 有形民俗文化財
- 4 所在地 入間市大字上藤沢31番地先(藤沢橋先)
- 5 管理者 入間市
- 6 追加指定の理由

藤沢橋石造物群は、県道川越入間線の藤沢橋のたもとに並んでいる道標1基、石碑1基、石塔2基、大日如来像1基からなる石造物群である。製作年代や由来、もとの造立された場所はそれぞれ異なるが、周辺の道路整備により現在の位置に集められたもので、藤沢橋付近の貴重な石造物として、平成15年に市指定有形民俗文化財に指定されている

今回追加指定を図るのは、藤沢橋石造物群のある位置から西側約60mの県道沿いに並んで建っていた三界万霊塔1基と庚申塔1基で、令和7年3月に県道の改修工事に当たり、藤沢橋石造物群の位置に移設されたものである。

三界万霊塔は、型式は山形角柱で、正面側には法印寛與^{かんよ}が導師を務め、念心ほか14人の念仏供養の講中(仲間)が建立したことが刻まれている。さらに裏側には、中藤沢村の中林氏が願主となり、廻国供養成就記念と石橋供養を兼ねて宝暦2年(1752)8月20日に建てたことが刻まれている。左右側面に刻まれた入間市をはじめ所沢・飯能、狭山市等の16の村々や、総勢36人の人物は、願主中林氏との強い結びつきが推測される。

庚申塔は、型式は板石の文字塔で、中林弥兵衛が願主となって明治4年(1871)8月に建立したもので、碑面には、弥兵衛のほか3人の名が刻まれている。建立者が同姓であることから、近親者が関わったと考えられる。

これらは藤沢橋周辺に建てられた石造物であり、当地域の民間信仰の様相を伝える上で重要な資料である。今回の移設に伴い現在の藤沢橋石造物群とともに保存を図るため、追加指定するものである。

藤沢橋改修前の状況



藤沢橋改修後の状況



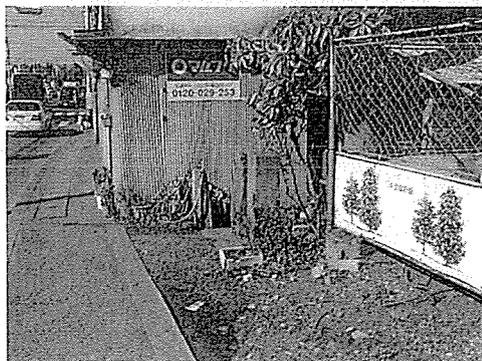
所在	上藤沢 沢田電器店前	形式	山形角柱
西暦	一七五二	寸法	高六五×幅二五×厚二三
(正冊)			
念佛同行	同	七兵衛	杉田□左衛門
供養道師	念心	同	兵右衛門 同 □太郎
三界萬靈	關谷文左衛門	中林 左□□	同 權右衛門
	同	要助	同 傳右□□ 金□ 九兵衛
	同	權兵衛	同 庄右衛門
	法印寛與	石田勘右衛門	同 八郎□□
(裏冊)			
天下泰平	寶曆二申天		武州入間郡中藤澤村
奉納大乘妙興日本廻國石橋供養塔			
國土安全	八月二十日		本願主中林□右衛門
(右側面)			
双柳村	三□□	藤澤村	關谷孫左衛門
野田村	大藤七左衛門	同	與右衛門
芋久保村	彌右衛門	同	新左衛門
小谷田村	上新井村	橋木六右衛門	杉田次右衛門
新久村	林村	中林次右衛門	中林長右衛門
扇町谷村	中村	中林次兵衛	同 傳兵衛
水野村	堀之内村	同	同
上新井村	梶谷村	同	同
林村	宮寺村	同	同
(左側面)			
平四郎	同	六右衛門	同
金子源右衛門	石田	金兵衛	同
齋藤彌右衛門	關谷	市兵衛	同
同	八兵衛	同	伴右衛門
齋藤武右衛門	同	同	今枝□右衛門
石田藤右衛門	關谷仁左衛門	同	中林七左衛門
中村 正兵衛			田中 武兵衛

三界萬靈塔 碑文



所在	上藤沢二六九 沢田電器店前	形式	板石
西暦	一八七一	寸法	高八八×幅二七×厚一五
(正冊)			
願主	中林 彌兵衛	同	勘九郎
同	中右衛門	同	治兵衛
(裏冊)			
庚申	明治四年八月吉日		

庚申塔 碑文



藤沢橋改修前の位置関係

令和8年度(2026) 旧石川組製糸西洋館 一般公開カレンダー

令和8年4月							5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4						1	②		1	2	3	4	⑤	⑥
5	6	7	8	9	10	⑪	③	④	⑤	6	7	8	9	⑦	8	9	10	11	12	13
⑫	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	⑲	⑳
19	20	21	22	23	24	⑲	17	18	19	20	21	⑳	㉑	⑳	22	23	24	25	26	27
⑳	27	28	⑳	30			⑳	25	26	27	28	29	30	28	29	30				
							31													

7月							8月							9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	④							1			1	2	3	4	⑤
⑤	6	⑦	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	⑥	7	8	9	10	11	12
12	13	14	15	16	17	⑱	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	⑲
⑱	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	⑳	㉑	22	23	24	25	26
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30			
							30	31												

10月							11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	③	①	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5
④	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	⑭	6	7	8	9	10	11	12
11	12	13	14	15	⑯	⑰	⑮	16	17	18	19	20	㉑	13	14	15	16	17	18	19
⑱	19	20	21	22	23	24	㉒	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
25	26	27	28	29	30	⑳	29	30						27	28	29	30	31		

市制施行記念日・県民の日は入館無料

令和9年1月							2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2		1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	⑥
③	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	⑦	8	9	10	11	12	13
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	⑳
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	㉑	㉒	23	24	25	26	27
24	25	26	27	28	29	30	28							28	29	30	31			
31																				

○ 一般公開日 44 日 □ 休館日 6 日

○公開時間:午前10時から午後4時まで(入館は3時30分まで)

資料 7

入間市立図書館分館の指定管理者候補選定結果について

1 施設の名称

入間市立図書館分館

入間市立図書館西武分館（所在地 入間市大字仏子1084番地12）

入間市立図書館金子分館（所在地 入間市大字寺竹535番地1）

入間市立図書館藤沢分館（所在地 入間市下藤沢5丁目17番地1）

2 入間市指定管理者候補選定委員会の開催及び選定経過

入間市指定管理者候補選定委員会において「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」に基づいて審議を進めた。当初、公募にて受付を行う予定であり、令和7年7月18日から市公式ホームページ等に募集記事を掲載し、7月31日に現地説明会を開催のうえ、8月26日から9月6日にかけて応募の受付を行う予定であった。

しかし、その後、市の内部にて図書館本館への指定管理制度の導入を含めた、施設の管理・運営方法のあり方について検討に着手する方針を決定したことに伴い、図書館本館と分館を一括して同一の指定管理者を指定することで、連携体制やスケールメリットを活かした効果的な運用が期待できることから、令和8年度において本館と分館を一括して指定管理者候補の選定を行うことを可能とするため、市として今年度は、図書館分館について令和8年度の1年間を指定期間とする選定を実施する方針とした。

上記のことから、第3回選定委員会において、選定方法について再度協議し、「施設の在り方について検討中の施設や、近く廃止することとしている施設について、検討中の結果が出るまで、または廃止になるまでの間、暫定的に管理を継続する必要がある場合」に該当するものとして、入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第2項第3号の規定により、公募によらず、現在の指定管理者である株式会社図書館流通センターからのみ応募を求めることに決定した。

11月10日から11月28日までの応募書類の受付期間に株式会社図書館流通センターから応募書類の提出を受けた。

選定にあたっては、第4回選定委員会において、応募団体によるプレゼンテーションを実施し、事業計画書及び収支計画書等の提案内容について、審査項目ごとに評価・採点を

行った。審査の結果、総合評価点が最低基準点の210点を上回る233.00点となり、指定管理者候補として適正であると判断し、株式会社図書館流通センターを指定管理者候補として決定した。

- ・第1回選定委員会 5月9日（委員委嘱、選定委員会の概要説明、施設概要説明）
- ・第2回選定委員会 6月27日（選定方法、採点方法の決定）
- ・第3回選定委員会 10月10日（選定方法等変更の決定）
- ・第4回選定委員会 12月25日（プレゼンテーション・候補者決定）

3 入間市指定管理者候補選定委員会委員（市職員4人、外部委員3人）

- 委員長 濱川 敦 副市長
- 委員 浅見 嘉之 企画部長
- 委員 平沼 宏之 総務部長
- 委員 浅見 泰志 教育部長
- 委員 高梨 雅樹 税理士（外部委員）
- 委員 小林 由利 社会保険労務士（外部委員）
- 委員 清水 繁 施設利用者代表（外部委員）

4 応募団体

株式会社図書館流通センター

5 選定結果

（1）評価結果

応募団体名	評価点 (300点満点)
株式会社図書館流通センター	233.00点

（2）選定団体

株式会社図書館流通センター

東京都文京区大塚三丁目1番1号 代表取締役社長 谷一 文子

(3) 選定理由（選定委員会委員の審査・意見より）

- ア 審査項目の「『個人情報』と『業務上知り得た秘密』の保護」、「利用者サービスの向上」、「自主事業の内容や収支計画」、「事業実績」において、高評価を得ている。
- イ 利用者目線に立った自主事業の展開、利用者に寄り添ったサービスなど、入間市における5年間の実績は高く評価できる。
- ウ 図書館流通センターが導入した電子図書館サービスのさらなる充実に対して期待ができる。
- エ 地域住民やボランティア団体との交流を積極的に行う提案があり、新しい事業展開が期待できる。
- オ 人員配置や研修体制について、制度が整っており、評価できる。

6 指定期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

議案第1号

入間市就学援助費支給要綱の一部改正について

原案 別記のとおり

令和8年1月28日提出

入間市教育委員会

教育長 中 田 一 平

提 案 理 由

校外活動費及び修学旅行費について、支給内容の一部を変更したいため、この案を提出するものである。

入間市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

入間市就学援助費支給要綱（平成23年告示第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

「

校外活動費	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科等	準要保護者	校外活動に参加するために必要となる費用の実費	校外活動実施後の7月、10月、12月及び3月のいずれか
修学旅行費	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	要保護者・準要保護者	修学旅行に参加するために必要となる費用の実費	修学旅行実施後の7月、10月、12月及び3月のいずれか

」

を

「

校外活動費（宿泊を伴わないもの）	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が宿泊を伴わない校外活動に参加するために通常必要とする経費	準要保護者	毎年度国が定める基準額（年度途中に申請した場合は、当該基準額に12を除いて申請月以後の月数を乗じて得た額）	7月、10月、12月及び3月
------------------	--	-------	---	----------------

校外活動費（宿泊を伴うもの）	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科料等	準要保護者	校外活動に参加するために必要となる費用の実費（毎年度国が定める限度額の範囲内）	校外活動実施後の7月、10月、12月及び3月のいずれか
修学旅行費	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学科料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	要保護者・準要保護者	修学旅行に参加するために必要となる費用の実費（毎年度国が定める限度額の範囲内）	修学旅行実施後の7月、10月、12月及び3月のいずれか

に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、改正後の入間市就学援助費支給要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する校外活動又は修学旅行に係る費用に対する支給から適用し、同日前に実施する校外活動又は修学旅行に係る費用に対する支給については、なお従前の例による。

入間市就学援助費支給要綱新旧対照表

改正案					現 行				
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）				
支給対象 費目	内容	支給対 象者	支給額	支給時 期	支給対象 費目	内容	支給対 象者	支給額	支給時 期
学用品費の項～新入学児童生徒学用品費の項 略					学用品費の項～新入学児童生徒学用品費の項 略				
校外活動 費（宿泊 を伴わな いもの）	小学校又は中 学校に在学す る児童又は生 徒が宿泊を伴 わない校外活 動に参加する ために通常必 要とする経費	準要保 護者	毎年度 国が定 める基 準額 (年度 途中に 申請し た場合 は、当 該基準 額に1 2を除 して申 請月以 後の月 数を乗 じて得 た額)	7月、1 0月、12 月及び 3月	校外活動 費	小学校又は中 学校に在学す る児童又は生 徒が校外活動 に参加するた めに直接必要 な交通費及び 見学料等	準要保 護者	校外活 動に参 加する ために 必要と なる費 用の実 費	校外活 動実施 後の7 月、10 月、12月 及び3 月のい ずれか
校外活動 費（宿泊 を伴うも の）	小学校又は中 学校に在学す る児童又は生 徒が宿泊を伴 う校外活動に 参加するため に直接必要な 交通費及び見 学料等	準要保 護者	校外活 動に参 加する ために 必要と なる費 用の実 費（毎 年度国 が定め る限度 額の範	校外活 動実施 後の7 月、10、 12月及 び3月 のい ずれか	修学旅行 費	小学校又は中 学校に在学す る児童又は生 徒が修学旅行 に参加するた め直接必要な 交通費、宿泊 費、見学料及び 均一に負担す べきこととな るその他の経 費	要保護 者・準 要保護 者	修学旅 行に参 加する ために 必要と なる費 用の実 費	修学旅 行実施 後の7 月、10 月、12月 及び3 月のい ずれか
					医療費～日本スポーツ振興センター災害共済掛 金 略				

			圈内)	
修学旅行費	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	要保護者・標準要保護者	修学旅行に参加する	修学旅行実施後の7月、10月、12月及び3月のいずれか
医療費～日本スポーツ振興センター災害共済掛金 略				

議案第2号

入間市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則及び入間市立小学校給食実施規則の一部を改正する規則

原案 別記のとおり

令和8年1月28日提出

入間市教育委員会
教育長 中 田 一 平

提 案 理 由

学校給食費の改定に伴い、関係規則の整備をしたいので、この案を提出するものである。

入間市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則及び入間市立小学校給食実施規則の一部を改正する規則

(入間市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第1条 入間市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則(昭和59年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「5,100円」を「6,050円」に改める。

第4条中「基準額」の次に「(給食一食当たりの金額をいう。以下同じ。)」を加え、「1.2」を「1.1」に、「(円未満の端数は切り捨てる。)」を「とし、円未満の端数は切り捨てるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 給食費の基準額は、365円とする。

第5条中「の納付について」を削り、「20日」を「末日(8月分は除く。)」に、「納入」を「納付」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、3月分、4月分及び5月分の給食費を納付する日については、この限りでない。

(入間市立小学校給食実施規則の一部改正)

第2条 入間市立小学校給食実施規則(令和6年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「4,400円」を「5,600円」に改める。

第6条中「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、「1.2」を「1.1」に改め、同条に次の一項を加える。

2 給食費の基準額は、329円とする。

第7条中「20日」を「末日(8月分は除く。)」に改め、同条ただし書中「、5月分及び8月分」を「及び5月分」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月分の給食費から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和8年4月分から7月分までの給食費に限り、この規則の改正後の入間市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則第3条第1号中「6,050円」とあるのは「6,580円」と、同規則第4条第2項中「365円」とあるのは「397円」とする。

入間市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
(給食費)	(給食費)
第3条 条例第6条に規定する給食費の額は、次のとおりとする。 (1) 生徒 月額 <u>6,050円</u> (2) 略 (給食費の基準額)	第3条 条例第6条に規定する給食費の額は、次のとおりとする。 (1) 生徒 月額 <u>5,100円</u> (2) 略 (給食費の基準額)
第4条 給食費の基準額(給食一食当たりの金額をいう。以下同じ。)は、前条各号に定めるそれぞれの月額に <u>11</u> を乗じ182で除した額とし、 <u>円未満の端数は切り捨てるものとする。</u> 2 <u>給食費の基準額は、365円とする。</u> (給食費の納付)	第4条 給食費の基準額_____は、前条各号に定めるそれぞれの月額に <u>12</u> を乗じ182で除した額(円未満の端数は切り捨てる。)_____とする。 (給食費の納付)
第5条 給食費_____は、各学校長及び給食センター所長がこれを取りまとめ、毎月末日(8月分は除く。)までに前月分を市に納付するものとする。 <u>ただし、3月分、4月分及び5月分の給食費を納付する日については、この限りでない。</u>	第5条 給食費の納付については、各学校長及び給食センター所長がこれを取りまとめ、毎月 <u>20日</u> _____までに前月分を市に納入するものとする。 <u>ただし、3月、4月、5月及び8月分については、この限りでない</u> _____。

入間市立小学校給食実施規則新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
(給食費)	(給食費)
第5条 児童及び職員の給食費の月額は、 <u>5,600円</u> とする。 (給食費の基準額)	第5条 児童及び職員の給食費の月額は、 <u>4,400円</u> とする。 (給食費の基準額)
第6条 給食費の基準額(給食一食当たりの金額をいう。以下同じ。)は、前条に定める月額に <u>11</u> を乗じ187で除した額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。 2 <u>給食費の基準額は、329円とする。</u> (給食費の納付)	第6条 給食費の基準額(給食一食当たりの金額をいう。_____)は、前条に定める月額に <u>12</u> を乗じ187で除した額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。 (給食費の納付)

第7条 給食費は、各小学校において学校長が取りまとめ、毎月末日（8月分は除く。）までに前月分を市に納付するものとする。ただし、3月分、4月分及び5月分_____の給食費を納付する日については、この限りでない。

第7条 給食費は、各小学校において学校長が取りまとめ、毎月20日_____までに前月分を市に納付するものとする。ただし、3月分、4月分、5月分及び8月分の給食費を納付する日については、この限りでない。

議案第3号

入間市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

原案 別記のとおり

令和8年1月28日提出

入間市教育委員会

教育長 中 田 一 平

提 案 理 由

図書館本館の管理について、地方自治法に基づく指定管理者制度を適用するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

入間市立図書館設置及び管理条例（昭和59年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第4条を削る。

第5条中「教育委員会は」を「入間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は」に改め、「に、」の次に「入間市立図書館（以下「本館」という。）」、を加え、同条を第4条とする。

第6条中「分館の」を「本館及び分館の」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出しを「（職員等）」に改め、同条中「を」の次に「、分館に必要な職員を」を加え、同条を第6条とする。

第8条中第2項を削り、第3項中「第1項」を「前項」に、「、分館又はライブラリー」を「、本館、分館及びライブラリー（以下「本館等」という。）」に、「に分館又はライブラリー」を「に本館等」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第7条とする。

第9条中第2項を削り、第3項中「分館又はライブラリー」を「本館等」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第8条とする。

第10条中「館長又は」を削り、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

第12条中「館長又は」を削り、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条中「法第14条第1項の規定に基づき」を「本館及び分館の円滑な運営を図るため」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「及び分館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、本館及び分館の行う図書館奉仕につき、館長に対して」を「等の運営及び本館及び分館が行う図書館奉仕について、教育委員会に対して」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条から第20条までを一条ずつ繰り上げる。

第21条中「本館」を「社会教育課」に改め、同条を第20条とする。

第22条を第21条とする。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
-

入間市立図書館設置及び管理条例新旧対照表

改正案	現 行
(設置)	(設置)
<p>第1条 図書館法(昭和25年法律第118号) _____ _____第10条の規定に基づき、入間市立図書館を設置する。</p>	<p>第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、入間市立図書館を設置する。</p>
(指定管理者による管理)	(教育委員会による管理)
<p>第4条 入間市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に、入間市立図書館(以下「本館」という。)、入間市立図書館西武分館、入間市立図書館金子分館及び入間市立図書館藤沢分館(以下これらを「分館」という。)並びにライブラリーの管理を行わせるものとする。</p>	<p>第4条 入間市立図書館(以下「本館」という。)は、入間市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。</p>
(指定管理者が行う業務の範囲)	(指定管理者による管理)
<p>第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 本館及び分館の図書館奉仕</p> <p>(2) 本館及び分館の維持管理に関する業務</p> <p>(3)~(5) 略</p>	<p>第5条 教育委員会は _____、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に、 _____入間市立図書館西武分館、入間市立図書館金子分館及び入間市立図書館藤沢分館(以下これらを「分館」という。)並びにライブラリーの管理を行わせるものとする。</p>
(職員等)	(指定管理者が行う業務の範囲)
<p>第6条 本館に館長その他必要な職員を、分館に必要な職員を置く。</p>	<p>第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p>
(職員等)	(職員)
<p>第7条 略</p>	<p>(1) 分館の図書館奉仕</p>
<p>第7条 略</p>	<p>(2) 分館の維持管理に関する業務</p>
<p>第6条 本館に館長その他必要な職員を、分館に必要な職員を置く。</p>	<p>(3)~(5) 略</p>
(休館日)	(職員)
<p>第7条 略</p>	<p>第7条 本館に館長その他必要な職員を _____置く。</p>
<p>第7条 略</p>	(休館日)
<p>2 指定管理者は、前項の休館日のほか、本館、</p>	<p>第8条 略</p>
<p>2 指定管理者は、前項の休館日のほか、本館、</p>	<p>2 教育委員会は、前項の休館日のほか、本館の管理上必要があるときは、臨時に本館の休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</p>
<p>2 指定管理者は、前項の休館日のほか、本館、</p>	<p>3 指定管理者は、第1項の休館日のほか、分館</p>

分館及びライブラリー(以下「本館等」という。)の管理上必要があるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に本館等_____の休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第8条 略

2 指定管理者は、本館等_____の管理上必要があるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に本館等_____の利用時間を変更することができる。

(利用の禁止等)

第9条 _____指定管理者は、この条例の規定及び指示に従わない者に対しては、本館若しくは分館の資料又はライブラリーの教具教材の利用を一時停止し、又は禁止することができる。

2 _____指定管理者は、次の各号の一に該当すると認められる者に対しては、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(1)・(2) 略

第10条 略

(貸出し)

第11条 本館又は分館の資料(視覚障害者用録音資料を除く。)の貸出しを受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、_____指定管理者が特に必要と認められた者については、この限りでない。

(1)・(2) 略

2 視覚障害者用録音資料の貸出しを受けることのできる者は、前項各号のいずれかに該当する者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 略

(2) 前号に掲げる者のほか、_____指定管理者が特に必要と認められた者

又はライブラリー

の管理上必要があるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に分館又はライブラリーの休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第9条 略

2 館長は、本館の管理上必要があるときは、臨時に本館の利用時間を変更することができる。

3 指定管理者は、分館又はライブラリーの管理上必要があるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に分館又はライブラリーの利用時間を変更することができる。

(利用の禁止等)

第10条 館長又は指定管理者は、この条例の規定及び指示に従わない者に対しては、本館若しくは分館の資料又はライブラリーの教具教材の利用を一時停止し、又は禁止することができる。

2 館長又は指定管理者は、次の各号の一に該当すると認められる者に対しては、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(1)・(2) 略

第11条 略

(貸出し)

第12条 本館又は分館の資料(視覚障害者用録音資料を除く。)の貸出しを受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、館長又は指定管理者が特に必要と認められた者については、この限りでない。

(1)・(2) 略

2 視覚障害者用録音資料の貸出しを受けることのできる者は、前項各号のいずれかに該当する者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 略

(2) 前号に掲げる者のほか、館長又は指定管理者が特に必要と認められた者

<p>3 略</p> <p>第12条・第13条 略</p> <p>(協議会)</p> <p>第14条 本館及び分館の円滑な運営を図るため、 入間市立図書館協議会(以下「協議会」という。) を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第15条 協議会は、本館等の運営及び本館及び分館が行う図書館奉仕について、教育委員会に対して _____ 意見を述べる機関とする。</p> <p>第16条～第19条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第20条 協議会の庶務は、社会教育課において処理する。</p> <p>第21条 略</p>	<p>3 略</p> <p>第13条・第14条 略</p> <p>(協議会)</p> <p>第15条 法第14条第1項の規定に基づき _____、 入間市立図書館協議会(以下「協議会」という。) を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第16条 協議会は、本館及び分館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、本館及び分館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。</p> <p>第17条～第20条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第21条 協議会の庶務は、本館 _____ において処理する。</p> <p>第22条 略</p>
---	---

入間市立小・中学校管理規則の一部改正について

夏季における児童生徒の登下校時及び学校での暑さ対策として、第2学期の開始日を8月25日から9月1日に改め、夏季休業の終了日を8月24日から8月31日と改めたいため、所要の改正をおこなうものです。

併せて、市内小中学校における県費負担教職員のフレックスタイム制導入に伴い、勤務時間の割り振り等に係る条文の修正が必要となったため、加除修正をおこなうものです。

1 経緯

【2学期の開始日及び夏季休業終了日に係る改正】

- 入間市立小・中学校管理規則については、令和2年4月1日施行の一部改正により、学期と休業日について、次のとおり改めている。
 - 令和2年度からの学習指導要領の改訂に伴い、授業時間数の増加に対応するため、入間市立小・中学校管理規則の一部を改正し、第2学期の開始日を9月1日から8月25日に改め、夏季休業の終了日を8月31日から8月24日とした。
 - 冬季休業の開始日を12月27日から12月25日に改め、県民の日を休業日とした。
- 近年、夏季の暑さが厳しくなり、登下校時及び学校における暑さ対策の必要性が高まっている。
- 猛暑対策として第2学期の開始を9月1日に戻すことについて、校長会からも要望があげられている。学校現場からの要望があることから、令和2年度から増加した授業時間数の増加については対応可能と判断できる。

【勤務時間の割り振り等】

- これまで、勤務時間の割り振り等については「職員の週休日及び勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じて校長が定める。」としていた。
- フレックスタイム制の導入により、週休日のほかに「勤務時間を割り振らない日」が生じることから、条文の改正が必要となった。

2 改正の内容

【学期】

	第1学期	第2学期	第3学期
改正前	4/1～8/24	8/25～12/31	1/1～3/31
改正後	4/1～8/31	9/1～12/31	1/1～3/31

【休業日】

	春季休業日	夏季休業日	冬季休業日	学年末休業日
改正前	4/1～4/7	7/21～8/24	12/25～1/7	3/27～3/31
改正後	4/1～4/7	7/21～8/31	12/25～1/7	3/27～3/31

【勤務時間の割り振り等】

県費負担教職員のフレックスタイム制導入に伴い、修正が必要となった箇所の修正

- 第20条第1項中『週休日及び勤務時間』を『週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日及び勤務時間』に改める。
- 第20条第2項中『週休日』の後ろに『又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日』を加え、県条例第6条第1項に基づき『半日勤務時間』を『4時間の勤務時間』に改める。

入間市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

入間市立小・中学校管理規則(昭和32年教委規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「8月24日」を「8月31日」に、「8月25日」を「9月1日」に改める。

第3条第1項第5号中「8月24日」を「8月31日」に改める。

第20条第1項中「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。)第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第2項中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。)第6条」を「条例第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、「週休日」を「週休日又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、「半日勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（抜粋）…県条例

（週休日及び勤務時間の割振り等）

第四条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（第三項及び第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会（第二条第一号に掲げる学校職員については県教育委員会を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 教育委員会は、学校職員（埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）で定める学校職員及び次条の規定の適用を受ける学校職員を除く。以下この項において同じ。）について、学校職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日のほかに当該学校職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該学校職員の勤務時間を割り振ることが校務の正常な運営を妨げないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、県教育委員会規則の定めるところにより、学校職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として県教育委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほかに当該学校職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該学校職員の勤務時間を割り振ることができる。

第五条 教育委員会は、校務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある学校職員については、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、県教育委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、四週間ごとの期間につき八日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日を設けることが困難である学校職員について、県教育委員会規則の定めるところにより、四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第六条 教育委員会は、学校職員に第四条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、県教育委員会規則の定めるところにより、第四条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち県教育委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、学校職員に第四条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

入間市立小・中学校職員服務規程の一部改正について

1 経緯

『地方公務員の育児休業等に関する法律』の一部が改正されたことに伴い、埼玉県の『職員の育児休業等に関する条例』が一部改正され、部分休業について、現行の１日につき２時間を超えない範囲内の部分休業を第１号部分休業とし、勤務時間の始め又は終わりに限らず、任意の時間に取得できることとなりました。

また、１年につき条例で定める時間（１０日相当）を超えない範囲内で、１日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことができる部分休業を第２号部分休業として加え、学校職員はいずれかの部分休業を選択できることとなりました。

このことを受け、学校管理規則等検討委員会により『公立小・中学校職員服務規程（参考例）』が改正され、改正内容について埼玉県都市教育長協議会より示されています。

このため、入間市教育委員会においても、『公立小・中学校職員服務規程（参考例）』の改正内容に基づき、『入間市立小・中学校職員服務規程』の一部改正をおこない、入間市立小・中学校に勤務する県費教職員の部分休業取得に係る規程について、県の規程に合わせるものです。

2 改正の内容

- ・ 部分休業の請求に係る申出又は申出の内容の変更にあたり、第１号部分休業又は第２号部分休業のいずれの部分休業とするか部分休業申出書により教育委員会に提出しなければならないこととする。
- ・ 第１号部分休業を請求する場合は第１号部分休業簿により、第２号部分休業を請求する場合は第２号部分休業簿により、教育委員会に請求しなければならないこととする。
- ・ 別表７の４を『部分休業承認請求書』の様式から『部分休業申出書』の様式に改め、様式７の４の２『第１号部分休業簿』及び様式７の４の３『第２号部分休業簿』の様式を加える。

入間市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程

入間市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教委規則第10号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第3項を次のように改める。

「3 職員は、育児休業法第19条第2項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、別表第7の4による部分休業申出書を教育委員会に提出しなければならない。同条第3項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。」

同条第5項中「第1項から第3項まで」を「第1項、第2項及び第4項」に改め、同項を第6項とし、同条第4項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

「4 前項の申出を行つた職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の請求にあつては別表第7の4の2による第1号部分休業簿を、同項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の請求にあつては別表第7の4の3による第2号部分休業簿をもつて県教育委員会に請求しなければならない。」

別表第7の4を次のように改める。

別表第7の4（第17条の2関係）

部分休業申出書

年 月 日

入間市教育委員会 様

校 名
職 名
氏 名

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏 名		続 柄	生 年 月 日
				年 月 日生
2 申出内容	種別	申 出 内 容		
	<input type="checkbox"/> 当初	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）		
	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 第2号部分休業（1日につき条例で定める時間を超えない範囲内）		
3 変更が必要な事情				
4 備 考				

(注)1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、第1号部分休業の場合は別表7の4の2を、第2号部分休業の場合は別表7の4の3を提出すること。

別表第7の4の次に、次の2表を加える。

別表7の4の2

別表第7の4の2（第17条の2関係）

第1号部分休業簿																
											校 名 _____					
											姓 名 _____					
											氏 名 _____					
年度 _____																
整理 番号	承認				請求事由 <small>(承認不可)</small>	部分休業の請求期間						請求月日	備 考			
	決裁者			請求者		月 日			毎口/ 曜日等	時 間						
1						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
2						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
3						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
4						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
5						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
6						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
7						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
8						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
9						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
10						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	

(注) 承認数の職名等は適宜変更または増減できること。

別表7の4の3

別表第7の4の3 (第17条の2関係)

第2号部分休業簿

校 名 _____
 職 名 _____
 氏 名 _____

年度 _____														
整理 番号	決 裁				請求者 (氏名)	請求事由 (事由)	部分休業の請求期間				請求時間数	残時間数	請求月日	備 考
	決 裁 者	決 裁 者	決 裁 者	決 裁 者			月 日	時 間	時 間	時 間				
1							月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分	時 分	月 日		
2							月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分	時 分	月 日		
3							月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分	時 分	月 日		
4							月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分	時 分	月 日		
5							月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分	時 分	月 日		
6							月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分	時 分	月 日		
7							月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分	時 分	月 日		
8							月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分	時 分	月 日		
9							月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分	時 分	月 日		
10							月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分	時 分	月 日		

(注) 承認後の職名等は適宜変更または増減できること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

入間市立小・中学校職員服務規程新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第17条 略 (育児休業等)</p>	<p>第1条～第17条 略 (育児休業等)</p>
<p>第17条の2 略</p>	<p>第17条の2 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p><u>3 職員は、育児休業法第19条第2項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、別表第7の4による部分休業申出書を教育委員会に提出しなければならない。同条第3項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。</u></p>	<p><u>3 職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、別表第7の4による部分休業承認請求書をもつて教育委員会に請求しなければならない。</u></p>
<p><u>4 前項の申出を行つた職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の請求にあつては別表第7の4の2による第1号部分休業簿を、同項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の請求にあつては別表第7の4の3による第2号部分休業簿をもつて県教育委員会に請求しなければならない。</u></p>	
<p><u>5 職員は、育児休業条例第11条第5号の規定により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、あらかじめ別表第7の5による育児短時間勤務計画書を育児短時間勤務承認請求書とともに県教育委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>4 職員は、育児休業条例第11条第5号の規定により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、あらかじめ別表第7の5による育児短時間勤務計画書を育児短時間勤務承認請求書とともに県教育委員会に提出しなければならない。</u></p>
<p><u>6 職員は、第1項、第2項及び第4項の請求に係り、教育委員会又は県教育委員会の指示があつた場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。</u></p>	<p><u>5 職員は、第1項から第3項までの請求に係り、教育委員会又は県教育委員会の指示があつた場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。</u></p>
<p>第17条の3～ 以下略</p>	<p>第17条の3～ 以下略</p>

部分休業申出書

年 月 日

入間市教育委員会 様

校 名
職 名
氏 名

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏 名	続 柄	生 年 月 日
			年 月 日生
2 申出内容	種別	申 出 内 容	
	<input type="checkbox"/> 当初	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業 (1日につき2時間を超えない範囲内)	
	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 第2号部分休業 (1日につき条例で定める時間を超えない範囲内)	
3 変更が必要な事情			
4 備 考			

(注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類 (医師又は助産師が発行する出生 (産) 証明書等) 又はその写しを添付すること。

2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、第1号部分休業の場合は別表7の4の2を、第2号部分休業の場合は別表7の4の3を提出すること。

別表第7の4の2 (第17条の2関係)

第1号部分休業簿

校名 _____
 職名 _____
 氏名 _____

年度 _____

整理番号	承認		請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間								備考				
	決裁者	請求者		月日				時間								
				月	日	から	まで	時	分	から	まで					
1				月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
2				月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
3				月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
4				月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
5				月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
6				月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
7				月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
8				月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
9				月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	
10				月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更または増減できること。

別表第7の4の3 (第17条の2関係)

第2号部分休業簿

校名
職名
氏名

年度

整理番号	決裁			請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間						請求時間数	残時間数	請求月日	備考
	決裁者	決裁	請求者		月日		時間		請求時間数	残時間数				
					月日	月日	時分	時分						
1					月日	月日	時分	時分	時間	時間	時間	月日		
2					月日	月日	時分	時分	時間	時間	時間	月日		
3					月日	月日	時分	時分	時間	時間	時間	月日		
4					月日	月日	時分	時分	時間	時間	時間	月日		
5					月日	月日	時分	時分	時間	時間	時間	月日		
6					月日	月日	時分	時分	時間	時間	時間	月日		
7					月日	月日	時分	時分	時間	時間	時間	月日		
8					月日	月日	時分	時分	時間	時間	時間	月日		
9					月日	月日	時分	時分	時間	時間	時間	月日		
10					月日	月日	時分	時分	時間	時間	時間	月日		

(注) 承認欄の職名等は適宜変更または増減できること。

公立小・中学校職員職務規程（参考例）の改正について

【 概要 】

学校職員は、部分休業の請求に係る申出又は申出の内容の変更にあたり、第 1 号部分休業又は第 2 号部分休業のいずれの部分休業とするか部分休業申出書（別表第 6 の 4）により教育委員会に提出しなければならなかった。

また、第 1 号部分休業を請求する場合は第 1 号部分休業簿（別表第 6 の 4 の 2）を、第 2 号部分休業を請求する場合は第 2 号部分休業簿（別表第 6 の 4 の 3）により教育委員会に請求しなければならなかった。

【 改正箇所 】

公立小・中学校職員職務規程（参考例）の一部を次のように改正する。

第十六条の二三項を次のように改める。

3 職員は、育児休業法第十九条第二項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、別表第六の四による部分休業申出書を教育委員会に提出しなければならない。同条第三項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第十六条の二第六項中「第一項から第三項まで」を「第一項、第二項及び第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の申出を行った職員は、育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の請求にあつては別表第六の四の二による第一号部分休業簿を、同項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の請求にあつては別表第六の四の三による第二号部分休業簿をもつて教育委員会に請求しなければならない。

別表第六の四の次に次の二表を加える。

別表第六の4の2 (第16条の2関係)

第1号部分休業簿

年 月 日	時 間	出勤時間		時間		休 日	備 考
		月日	時分	月日	時分		
1		月日	時分	月日	時分		
2		月日	時分	月日	時分		
3		月日	時分	月日	時分		
4		月日	時分	月日	時分		
5		月日	時分	月日	時分		
6		月日	時分	月日	時分		
7		月日	時分	月日	時分		
8		月日	時分	月日	時分		
9		月日	時分	月日	時分		
10		月日	時分	月日	時分		

(注) 本労働者は特別定額給付金受給者であること

別表第六の4の3 (第16条の2関係)

第2号部分休業簿

年 月 日	時 間	出勤時間		時間		休 日	備 考
		月日	時分	月日	時分		
1		月日	時分	月日	時分		
2		月日	時分	月日	時分		
3		月日	時分	月日	時分		
4		月日	時分	月日	時分		
5		月日	時分	月日	時分		
6		月日	時分	月日	時分		
7		月日	時分	月日	時分		
8		月日	時分	月日	時分		
9		月日	時分	月日	時分		
10		月日	時分	月日	時分		

(注) 本労働者は特別定額給付金受給者ではないこと

公立小・中学校職員服務規程（参考例） 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p>公立小・中学校職員服務規程（参考例） 第一条～第十六条（略） （育児休業等） 第十六条の二（略） 2 （略） 3 <u>職員は、育児休業法第十九条第二項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、別表第六の四による部分休業申出書を教育委員会に提出しなければならない。同条第三項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。</u> 4 <u>前項の申出を行った職員は、育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の請求にあつては別表第六の四の二による第一号部分休業簿を、同項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の請求にあつては別表第六の四の三による第二号部分休業簿をもつて教育委員会に請求しなければならない。</u> 5 （略） 6 （略） 7 職員は、<u>第一項、第二項及び第四項の請求に係り、教育委員会の指示があつた場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。</u></p> <p>第十六条の三～第二十五条（略） 別表第1～別表第6の3（略）</p>	<p>公立小・中学校職員服務規程（参考例） 第一条～第十六条（略） （育児休業等） 第十六条の二（略） 2 （略） 3 <u>職員は、育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、別表第六の四による部分休業承認請求書をもつて教育委員会に請求しなければならない。</u> （新設） 4 （略） 5 （略） 6 職員は、<u>第一項から第三項までの請求に係り、教育委員会の指示があつた場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。</u></p> <p>第十六条の三～第二十五条（略） 別表第1～別表第6の3（略）</p>

別表第6の4 (第16条の2関係)

部分休業申出書		年 月 日	
教育委員会 様	校長 氏	校 長 氏	氏 名
次のとおり 年度が部分休業の請求を申請して申出ます			
1 請求に係る子	氏 名	生 年 月 日	生 年 月 日
2 申出内容	他 別	申 出 内 容	
	<input type="checkbox"/> 当初	第1号部分休業(1日以内の2時間を短縮し(範囲内))	
	<input type="checkbox"/> 変更	第2号部分休業(1年以内の任意の期間を短縮しない範囲内)	
3 備 考			
<p>(注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者の姓前及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。</p> <p>2 承認の請求は、申請書の提出日の請求は、第1号部分休業の場合に別表第6の4の2を、第2号部分休業の場合に別表第6の4の3を提出すること。</p>			

別表第6の4 (第16条の2関係)

表

部分休業承認請求書		年 月 日	
教育委員会 様	校長 氏	校 長 氏	氏 名
次のとおり部分休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子	氏 名	生 年 月 日	生 年 月 日
2 請求期間及び時間	期 間	時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 時 分～時 分	
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他() 時 分～時 分	
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他() 時 分～時 分	
3 備 考			
<p>(注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。</p> <p>2 部分休業の承認の請求の取消しを届け出る場合は、その旨を表面に記入すること。</p> <p>3 該当する口には△印を記入すること。</p>			

○地方公務員の育児休業等に関する法律（抜粋）

（部分休業）

第十九条 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。次項において同じ。）は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、条例で定める一年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき国家公務員育児休業法第二十六条第二項第二号の規定により人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、条例で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。

5 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、国家公務員育児休業法第二十六条第五項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合の国家公務員の給与の支給に関する事項を基準として定める条例で定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。

6 第五条及び第十六条の規定は、部分休業について準用する。

○職員の育児休業等に関する条例（抜粋）…県条例

（第一号部分休業の承認）

第三十一条 **育児休業法第十九条第二項第一号**に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下この条において「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

2 職員の勤務時間条例第十三条又は学校職員の勤務時間条例第十五条に規定する特別休暇（委員会規則で定める年齢に達しない子を育てる場合のものに限る。）の承認を受けている職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき二時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第一号部分休業の承認については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間を超えない範囲内で行うものとする。

一 次号に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員 当該非常勤職員の一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間

二 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条第一項に規定する育児時間を請求している非常勤職員 当該非常勤職員の一日の勤務時間から当該育児時間に五時間四十五分を加えた時間を減じた時間

（第二号部分休業の承認）

第三十一条の二 **育児休業法第十九条第二項第二号**に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下この条において「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

